

議案第3号

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会を設置する等のため必要があるからである。

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中みよし市地域公共交通会議の項を削り、みよし市行政評価委員会の項の次に次の1項を加える。

みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会	ゼロカーボンシティ推進計画の策定及び実施に関する調査審議	15人以内	学識経験を有する者 エネルギー供給事業者 エネルギー消費事業者 金融機関 市民 市長が必要と認める者
--------------------	------------------------------	-------	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中地域公共交通会議委員の項を削り、行政評価委員会委員の項の次に次の1項を加える。

ゼロカーボンシティ推進協議会委員	日額 7,000円
------------------	-----------

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(附属機関の設置及び担任事項) 第2条 別表に定めるところにより、附属機関を設置する。							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準	附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準
				みよし市地域公共交通 会議	地域公共交通の施策並びに地 域公共交通計画の作成及び実 施に関する調査審議	25人以内	学識経験を有する者 市民 公共交通事業者を代表する者 関係行政機関の職員 市の職員 市長が必要と認める者
みよし市行政評価委員会の項 略				同左			
みよし市ゼロカーボン シティ推進協議会	ゼロカーボンシティ推進計画 の策定及び実施に関する調査 審議	15人以内	学識経験を有する者 エネルギー供給事業者 エネルギー消費事業者 金融機関 市民 市長が必要と認める者	同左			
みよし市指定管理者選定審査会の項以下 略				同左			

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第2項関係）

改正案		現行	
(報酬) 第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。			
2 略			
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から総合計画審議会委員の項まで 略		同左	
行政改革推進委員会委員及び行政評価委員会委員の項 略		同左	
ゼロカーボンシティ推進協議会委員	日額 7,000円	地域公共交通会議委員	日額 7,000円
指定管理者選定審査会委員の項以下 略		同左	
備考 略		備考 略	